

令和3年度「全国労働衛生週間」実施にあたり

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を通じ、労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しており、今年で72回目を迎えます。

今年、副スローガンを設け、事業場における更なる新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底を呼びかけることとしています。

本週間を活用し、以下の実施事項を促進し、誰もが安心して健康に働ける職場環境の整備に最善を尽くしていただきますようお願い致します。

1. スローガン

[主] 『 向き合おう！ こころとからだの 健康管理 』

[副] 『 うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場 』

2. 期間

[本週間] 10月1日～10月 7日

[準備期間] 9月1日～ 9月30日

3. 実施事項

- 1) 過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策の推進
- 2) 職場における新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進
- 3) 病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みの整備
- 4) 特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底

※実施事項の詳細は「令和3年度全国労働衛生週間 実施要項」をご覧ください。

<<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000804342.pdf>>

2021年9月1日

川崎北労働基準監督署

川崎北労働基準行政関係団体協議会